

## 建築基準法第56条の2第1項ただし書による許可取扱い基準

制定：昭和54年6月12日愛媛県建築審査会同意

平成12年12月12日行政手続法第5条に基づき制定

改正：平成20年11月13日愛媛県建築審査会同意

建築基準法（以下「法」という。）第56条の2第1項ただし書の規定による許可の取扱いについて、建築審査会に付議する案件は原則として次の第一及び第二によるものとし、第三については建築審査会の同意を得たものとして取扱い、次の建築審査会に報告するものとする。

### 第一 新築の場合

次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 冬至日の真太陽時における午前8時から午後4時までの間において、法別表第4（に）欄の中から条例で指定した時間（以下「日影時間」という。）の限度を超えて生じさせている同表（は）欄に掲げる平均地盤面からの高さの水平面上の日影（以下「日影」という。）の落ちる場所が高圧線下で建築を禁止する地役権等が設定されており、将来とも建築物の敷地として利用されないことが明らかな場合。
- (2) 日影時間の限度を超えて生じさせている日影の落ちる場所が、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法等による新設又は変更の事業計画のある道路内で、その事業が決定している場合。

### 第二 増改築の場合

法第3条第2項の規定により、法第56条の2第1項の規定の適用を受けない建築物（以下「既存不適格建築物」という。）の増改築については、次の各号に該当する場合とする。

- (1) 増改築により既存不適格建築物が日影時間の限度を超えて日影を生じさせている部分を増加させないものであること。
- (2) 増改築部分の日影は、敷地境界線からの水平距離が5mを超える範囲に、法第56条の2第1項の規定により、敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲で生じさせてはならない日影時間の限度の数値から30分を減じた時間以上、日影となる部分を生じさせないものであること。

### 第三 一定規模以下の増改築の場合

既存不適格建築物の敷地内における増改築の場合で、次の各号に該当するもの。

- (1) 増改築部分が既存不適格建築物とは別棟であり、かつ、法別表第4（ろ）欄に掲げる建築物以外のものであること。
- (2) 増改築部分の日影は、敷地境界線からの水平距離が5mを超える範囲に、法第56条の2第1項の規定により、敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲で生じさせてはならない日影時間の限度の時間以上、日影となる部分を生じさせないものであること。